

高知憲法速報

№161 2008. 6. 12
 発行：高知憲法会議事務局
 088-872-3406
 編集人 事務局 徳弘嘉孝

9の日行動について

毎月9日、19日、29日は高知憲法会議の統一行動日になっています。日曜祝日、雨天の場合は中止。土曜日は午後1:30から、月曜から金曜日は5:15から、毎回1時間帯屋町グリーンロードで宣伝と署名の行動を行っています。様々のドラマがあり励まされることも多いのですが、最近組織からの参加が弱くなっています。各組織の意識的な取り組みをお願いします。次回は6月19日(木)5:15～

こうち九条の会は毎月第1土曜日と第3土曜日午後1:30～グリーンロードです。6月21日は全県交流会と重なるためお休みします。次回は7月5日。

若い人たちと話すとき様々な反応が返ってきます。元自衛官といった人からの反発があることもあります。年配の方から2度とあの悲惨を繰り返したくないと手を握られることもあります。国民の意識を変えていく草の根の運動を休むわけにはいきません。

ドイツでも海外派遣に「違憲判決」

一水島朝穂「今週の直言」6月9日付けから

4月17日名古屋高裁は航空自衛隊のイラク派遣について、憲法9条1項に違反すると言う画期的な判決を出した。その3週間後の5月7日、今度はドイツの連邦憲法裁判所が、イラク戦争開戦をはさんで、連邦政府がトルコ上空で偵察監視活動に当たるNATO軍の早期警戒管制機(AWACS)にドイツ軍人を派遣した行為が、憲法上要求される議会同意を欠くとする判決を出している。「違憲」(verfassungswidrig)という言葉は判決にはでてこない。だから厳密な意味での「違憲判決」とは言えないかもしれないが、議会同意を欠くことにより、憲法から導かれる一般原則に反するとした点で、広い意味での「違憲判決」ということができよう。新聞各紙の見出しは「トルコへのAWACS出動は違憲だった」「戦争と平和に関しては連邦議会が決定する」「カールスルーエ[連邦憲法裁]は議会の軍隊を強化する」等々。一様に、カールスルーエにある連邦憲法裁判所が、ベルリンの連邦政府の取った措置に違憲判決を出したとして、判決を大きく扱っていた。同じ違憲判決でも、日本とドイツでは、憲法の規定の仕方も、「軍隊」の存在の仕方も異なるので同様に議論できないとはいえ、ほぼ同時期

署名集約状況 6/12現在

会員団体名	署名目標	到達
県労連	20,000	4,315
県教組		1,133
高教組	10,000	221
私学教組		30
自治労連		3,874
県国公		2,200
福祉保育労	3,000	70
平和委員会	5,000	702
民青同盟		
新婦人	20,000	16,849
商工団体連合会	15,000	16,718
自由法曹団		
地域人権連		
高退協		100
治維同盟		
梅原憲作		
共産党県委員会	40,000	2,454
医労連		77
民医連		12,652
学習協		
山下道子法律事務所		
退教協		750
退婦教		3,340
農民組合		
その他		732
街頭署名		4,697
小計		70,914
母連		11,449
うち重複集約(報告)分		9,269
有権者過半数目標/到達合計	331,000	73,094
こうち九条の会街頭署名		6,732

に、裁判所が「軍隊」の海外派遣に対して、クギを刺したという点で注目に値する。(全文は「今週の直言」を見てください)

イラク派兵訴訟を特集「月刊憲法運動」

5月2日に判決が確定した自衛隊イラク派兵違憲判決について、隅野隆徳・専修大学名誉教授が過去の自衛隊裁判とも対比しながら全面的に解説しています。また、川村俊夫・憲法会議代表幹事が武力行使恒久法と関連する部分について解説。判決全文のほか、判決にあたって発表した憲法会議見解も収録しています。是非、判決全文を読みましょう。月刊憲法運動6月号は1部400円。御希望の方は事務局まで。

